

はじめに

本書は、JIRA DICOM 委員会が推奨する日本語人名表記の指針を記したものである。なお、ISO-IR 192(Unicode UTF-8)の使用を推奨するか否かについては、本書のスコープ外とする。

背景

DICOM 規格に日本語をサポートする仕組みが追加された当初、人名の日本語記述に半角カタカタが使用されるケースが多くあった。しかし、上位システムとのシステムインテグレーションが進むにつれ、半角カタカナの使用は少なくなってきた。

また、英語及び日本語以外の言語をサポートすることを前提としたシステムでは、各国語対応が容易な UTF-8 や Unicode を使用したシステムが増えてきた。

このような時代背景の変化に対応するため、JIRA DICOM 委員会で日本語人名表記の指針を作成することになった。

ISO-IR 13/ISO-IR 87/ISO-IR 159 を使用した場合

- 半角カタカナ(ISO-IR 13)を使用しないことを推奨する。ただし、半角カタカナの使用は、違反とはしない。
- バックワード・コンパチビリティ(後方互換)を保つため、半角カタカタ(ISO-IR 13)をサポートすることを推奨する。特に、情報を受け取るサービスは、半角カタカナ(ISO-IR 13)をサポートすることを推奨する。
- 第一及び第三コンポーネントグループに半角カタカナ(ISO-IR 13)を使用しないことを推奨する。
- 第二コンポーネントグループに半角カタカナ(ISO-IR 13)を使用しないことを強く推奨する。

ISO-IR 192(Unicode UTF-8)を使用した場合

- 半角カタカナを使用しないことを強く推奨する。ただし、第一コンポーネントグループ以外の半角カタカナの使用は、違反とはしない。
- 第一コンポーネントグループは、ASCII 文字(1 バイトコード)を使用する。
- 第二及び第三コンポーネントグループで使用する文字は、ASCII(ISO-IR 6)、JIS X 0201(ISO-IR13, ISO-IR 14)、JIS X 0208(ISO-IR 87)、JIS X 0212(ISO-IR 159)で定義されている文字に相当する文字のみを使用することを推奨する。
ただし、ASCII(ISO-IR 6)、JIS X 0201(ISO-IR13, ISO-IR 14)、JIS X 0208(ISO-IR 87)、JIS X 0212(ISO-IR 159)で定義されている文字以外の使用は、違反とはしない。

(注-1) BOM(Byte Order Mark)は使用しない。

以上